

令和4年11月

丸亀市農業委員会定例総会

議事録

令和4年11月18日開会

丸亀市農業委員会

令和4年11月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年11月18日(金) 午前9時30分～午前10時20分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 14人

農業委員 14人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 15. 大林 孝行 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 16. 松下 孝江 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 13. 谷本 公紀 | |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 14. 登倉 賢仁 | |

欠席委員 2人

農業委員 2人

- | |
|----------|
| 11. 松岡 繁 |
| 12. 平池 收 |

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主 査 岩崎 正英

主 任 山根 大雅

その他の出席者

(公財) 香川県農地機構 農地集積専門員 本条 輝也

議事日程

農政に関する議題

1. 香川県農地機構からの事業報告
2. その他

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第65号 農用地利用集積計画の決定について

議案第66号 非農地証明願について

議案第67号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第24号 許可申請の取下願について

令和4年11月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 皆さんおはようございます。定刻が参りましたので、ただ今から令和4年11月の農業委員会定例総会を開催いたします。最初に皆さんに報告ですが、本日、松岡会長は所用ができて、どうしても出席できないとの話がありましたので欠席です。農業委員会等に関する法律第5条第5項により、改選後最初の総会で皆様に決めていただいた職務代理の宮武副会長に司会進行をお願いいたします。それでは、本日、机の上にお配りしています資料の確認をお願いいたします。①総会の次第（裏面に定例農家相談会開催結果と次回日程）です。②日本農業新聞の切り抜きで松岡会長が栗熊小学校のバケツ稲の収穫に参加した記事です。お目通しをお願いします。③11月7日農業委員・推進委員の研修会に参加できていない方に資料を置いています。あと、事前送付の議案書等をご準備ください。それでは、活動記録簿をお出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら出席の記載をお願いいたします。持参されていない方は帰宅後、記入をお願いいたします。それから、携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いいたします。それでは、宮武副会長、よろしくをお願いいたします。

●会長職務代理（宮武雅毅君） 皆さん、おはようございます。こういう司会は久しぶりです。最近、朝夕が寒くなって参りました。今日は会長が所用で欠席ということで、私が代行することになりましたので、よろしくをお願いいたします。アイレックスで研修がありました。お疲れ様でした。肥料価格が高騰しているので、補助金を出すという話があります。いい話だと思いましたが、化学肥料の使用量を低減する計画を出さなければいけないそうです。私も農協などに電話しましたが、困っていました。多度津町は来週の初めに受付を開始するということです。丸亀市が今月29日からということです。その時に、農協の人が話を聞いてくれると思いますので、どのようなことに取り組んでいくかということ相談しながら進めたらどうかと思っています。それと皆さんご存知かもしれませんが、丸亀市としての補助金を10%出すことに決まったようです。ただ期間が県と国の場合は、6月から10月までです。丸亀市の方は今年の4月から来年の2月までとなっています。本日の出席委員は、会長は欠席で、14名で過半数の方が出席されていますので、総会が成立していることを報告いたします。本日の議事録署名委員は、1番大西委員と3番尾野委員をお願いいたします。

農政に関する議案に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の農政に関する議題として、議題1「香川県農地機構からの事業報告について」、議題2その他です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長職務代理（宮武雅毅君） それでは、議題1「香川県農地機構からの事業報告について」は、香川県農地機構飯山事務所より本条農地集積専門員にお越しいただいております。説明をお願いいたします。

●香川県農地機構（本条輝也君） 農地機構の本条です。おはようございます。1枚ものの資料を置いています。まず上の方から、丸亀市の転貸実績の年度別の数字になっています。農地機構が平成26年度に発足しまして、令和4年度は12月末までの貸借ということで44ヘクタールです。昨年度は年間で83ヘクタールだったのですが、・・・様と・・・様の新規の農業法人が2つ発足しました。あと、農業法人の・・・様とか・・・様のところで、利用権設定からの借り換えで、農地機構を利用させていただきました。それで転貸面積が83ヘクタールとなったのですが、今年度は44ヘクタールとなっています。しかし令和元年度・2年度と比較しても、増加は大きくなっていると推定されます。農地機構の累計の転貸面積は333.8ヘクタールであり、丸亀市内の利用権設定面積が833ヘクタールなので、約4割が農地機構を通じての貸借になっています。丸亀市は以上で、香川県の方は下の段に書いてあるように、累計で3,273ヘクタールあります。県内の全ての利用権設定面積が7,700ヘクタールほどなので、約4割が農地機構を通じての貸借になっています。その下が全国の実績になっています。今年度の月別の転貸の実績を4番に書いてあります。ご覧になって分かるように秋が11月、12月が多くなっています。麦作をする法人の転貸が多いことが原因だと思われれます。5番が農地機構へ農地を登録している状況を記載しています。登録農地は3,640筆ありました。その中で、まだ借り手が見つからない農地が168筆、内訳は旧市内が75筆、綾歌が75筆、飯山が18筆となっています。168筆は全体の3,640筆に対して4.6%ということになります。1,000㎡以上は37筆、100㎡以下は131筆あります。条件の悪い農地は借り手から敬遠されるということが分かります。6番は借受者の登録者数ですが、153件の方に登録していただいています。農地機構からの報告は以上です。

●会長職務代理（宮武雅毅君） 説明は終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長職務代理（宮武雅毅君） どうもありがとうございました。高齢や後継者不足で耕作が難しくなった農地の貸し借りについて、相談ありましたら、農地機構の紹介や利用の推進をお願いいたします。それでは、本条様、どうもありがとうございました。

その他の議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） その他についてはありません。

●会長職務代理（宮武雅毅君） それでは、報告連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談の開催結果」について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 「前回の農家相談開催結果」を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は10月27日木曜日、谷本委員で、市役所本庁開催分は11月7日月曜日、石井委員で、綾歌市民総合センター開催分は11月10日水曜日、平池委員で、それぞれ9時から11時まで行いましたが、相談はありませんでした。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は11

月 28 日月曜日、登倉委員で、市役所本庁開催分は 12 月 5 日月曜日、横井委員で、綾歌市民総合センター開催分は 12 月 12 日月曜日、久米委員の担当で、それぞれ 9 時から 11 時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席ください。

●会長職務代理（宮武雅毅君） ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長職務代理（宮武雅毅君） その他の報告事項はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） 今回議案と一緒に送付した中に、緑色の用紙で「令和 4 年度農業経営研修会」の案内が来ています。「経営改善で実現するこれからの農業経営」という演題で、12 月 23 日に綾歌町のアイレックスで開催されます。参加は無料ですが、申し込みが必要ですので、参加を希望される方は、12 月 16 日までに中讃農業改良普及センターに直接お申し込みください。以上です。

●会長職務代理（宮武雅毅君） 説明は終わりました。ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長職務代理（宮武雅毅君） 続いて、農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の時に関する議題として、

議案第 6 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」、

議案第 6 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、

議案第 6 5 号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第 6 6 号「非農地証明願について」、

議案第 6 7 号「許可後の事業計画変更申請について」、

報告として、

報告第 2 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出について」、

報告第 2 3 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知確認について」、

報告第 2 4 号「許可申請の取下願について」です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長職務代理（宮武雅毅君） それでは、議案第 6 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。議案の 1 ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願いたします。議案第 6 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」です。案件は 9 件です。

1 番、中津町・・・合計面積 690.91 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地でブロッコリーを作付けする計画が提出されています。

2 番、田村町・・・合計面積 705.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提示されています。

3 番、郡家町・・・面積 1,036 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地でマメ、イモを作付けする計画が提示されています。

4 番、原田町・・・面積 7.81 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地でイモを作付けする計画が提出されています。

2ページにかけてになります。

5 番、原田町・・・合計面積 1,875.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地でイモを作付する計画が提出されています。

6 番、垂水町・・・面積 1,831.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で米麦を作付けする計画が提出されています。

3ページにかけてになります。

7 番、綾歌町栗熊東・・・合計面積 8,700.18 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、農業経営を開始するすでに分家独立している譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜やオリーブを作付けする計画が提出されています。この案件は報告23号2番に関連します。

8 番、綾歌町栗熊西・・・合計面積 3,510.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

9 番、綾歌町富熊・・・合計面積 7,695.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、農業経営を開始する譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地でニンニク、ブロッコリーを作付けする計画が提出されています。

以上9件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると思込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしくお願ひします。

●会長職務代理（宮武雅毅君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

●農業委員（登倉賢仁君） 1番ですが、当該農地への進入路が無いようです。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。ただ今の質問にお答えいたします。こちらの申請者の・・・ですが、その隣接する農地を8月に3条申請で5筆4,625㎡取得しています。今回の申請地については、譲渡人の・・・から、前回に購入された土地に近いということで、自分も高齢化で農業廃止を考えていて、この耕作不便で低生産な土地の購入を検討していただきたいという相談があり、売買契約をする運びとなったそうです。申請地の今後の予定として、土地改良後に冬場はブロッコリーの栽培及び育苗ハウスの設置も検討中と聞いています。位置図では四角く空間が空いて囲んでいるようになっています。そこは鉄塔が建っています。

●会長職務代理（宮武雅毅君） 他に質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長職務代理（宮武雅毅君） 無いようですので、議案第63号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から9番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長職務代理（宮武雅毅君） 特に無いようですので、議案第63号「農地法第3条許可申請」9件は、原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第64号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、5ページをお開きください。議案第64号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は12件です。

1番、津森町・・・合計面積995.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲4区画の造成整備を図るものです。申請地は第一種中高層

住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、津森町・・・合計面積1,280.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

6ページをお開きください。

3番、山北町・・・283.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲1区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4番、郡家町・・・334.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、郡家町・・・面積334.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページにかけてになります。

6番、三条町・・・合計面積1,348.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借の権利設定を行い、工事用車両置場として使用するものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、転用期間は令和5年2月28日までの一時転用であり、転用できるものと考えています。

7番、三条町・・・面積40.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、宅地拡張のための造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年10月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、飯野町東二・・・合計面積1,558.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地6棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページにかけてになります。

9番、土器町西五丁目・・・合計面積2,139.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅3棟の建築整備を図るものです。申請地は第一種中高層住

居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

10番、土器町西八丁目・・・面積575.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲2区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

11番、綾歌町岡田西・・・合計面積2,123.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅5棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9ページをお開きください。

12番、飯山町上法軍寺・・・合計面積3,256.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地住宅10棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における選定理由により転用できるものと考えます。なお、この案件は報告第24号第1番に関連します。

以上12件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長職務代理（宮武雅毅君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

●農業委員（大口年昭君） はい。6番の一時転用についてです。期間はいつまでですか。

●事務局長（小西裕幸君） ただいまの一時転用の質問にお答えいたします。工事完了の予定が令和5年2月28日となっています。

●農業委員（大口年昭君） 一時転用が完了したときに届出は必要ですか。

●事務局長（小西裕幸君） 転用申請なので、完了については完了報告か完了届が必要になると思います。一時転用なので、転用期間が終われば、その届出を出させて、原形復旧の確認が必要と思いますが、担当に確認いたします。

●会長職務代理（宮武雅毅君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長職務代理（宮武雅毅君） それでは採決いたします。議案第64号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から12番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長職務代理（宮武雅毅君） 無いようですので、議案第64号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」12件は、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第65号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、10ページをお開きください。議案第65号「農用地利用集積計画の決定について」です。10ページから46ページにかけて記載しています。

申請件数は、合わせて65件、筆数180筆、面積175,705.11㎡です。

詳細は表の通りです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長職務代理（宮武雅毅君） 説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長職務代理（宮武雅毅君） 無いようですので、議案第65号「農用地利用集積計画の決定」について、65件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことにいたします。

続きまして、議案第66号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、47ページをお開きください。第66号「非農地証明願について」です。案件は2件です。

1番、広島町小手島・・・合計面積8,628.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、20年以上にわたり、自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

2番、飯山町真時・・・合計面積2,676.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、20年以上にわたり、自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上2件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題ないものと考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長職務代理（宮武雅毅君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長職務代理(宮武雅毅君) 無いようでありますので、議案第66号「非農地証明願」について、整理番号1番から2番の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

続きまして、議案第67号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長(大西良明君) 48ページをお開きください。議案第67号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は2件です。

1番、郡家町・・・合計面積2,429.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和元年9月6日、分譲住宅8棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により工期を2年延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

2番、飯野町東二・・・合計面積1,870.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年6月3日、分譲住宅6棟の建築整備を図る計画で、農地法5条許可を受けていましたが、併せて利用する土地を追加するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長職務代理(宮武雅毅君) 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長職務代理(宮武雅毅君) 無いようですので、議案第67号「許可後の事業計画変更申請」について、整理番号1番から2番までの各案件につきまして、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

それでは報告事項に入ります。報告第22号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第24号「許可申請の取下願について」を事務局から報告します。

●事務局次長(大西良明君) それでは、49ページをお開きください。報告第22号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。報告は1件です。

1番、田村町・・・面積414.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成24年2月5日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

50ページをお開きください。報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」で

す。報告は4件です。

1番、綾歌町岡田東・・・面積1,225.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、転用のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

51ページにかけてなります。

2番、綾歌町栗熊東・・・合計面積6,182.18㎡【議案読み上げ】

この案件は、基盤法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、他の者と農地法3条の申請を行うために、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。議案第63号7番で説明したとおりです。

3番、飯山町西坂元・・・合計面積4,726.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、基盤法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、労力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

52ページをご覧ください。

4番、飯山町西坂元・・・合計面積4,107.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、基盤法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、労力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

続いて、53ページをお開きください。報告第24号「許可申請の取下願について」です。報告は1件です。

1番、飯山町上法軍寺・・・面積1,020.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に特定建築条件付売買予定地住宅4棟の建築整備を行う計画で、令和4年7月の第42号議案で農地法5条第1項の規定による許可申請をしていた案件ですが、転用計画の変更により、許可申請の取下願があったものです。なお、第64号議案第12号で説明したとおりです。

報告は以上です。

●会長職務代理（宮武雅毅君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長職務代理（宮武雅毅君） 以上で、11月総会の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもって閉会といたします。

●事務局長（小西裕幸君） 来月の定例総会等の日程についてお知らせします。まず、現地調査ですが、農地転用等の申請の締切日が12月5日月曜日になりますので、12月7日水曜日に現地調査をお願いいたします。関係委員には、6日火曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。また、来月の定例総

会は、12月20日火曜日の午前9時30分から、この会場で開催いたします。忙しい時期ですが、全員のご出席をよろしくお願いいたします。連絡は以上です。本日はどうもありがとうございました。

(午前10時20分終了)